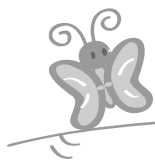


# 第 1 章

計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

国は次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかしながら、平成17年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、出生数は106万人、合計特殊出生率<sup>※</sup>は1.26となり、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行がみられました。また、平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、2055年にあっても合計特殊出生率は1.26と示されました。

以上のような動向を踏まえ、国の「子どもと家族を応援する日本」という重点戦略検討会議においては、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当てて検討が進められ、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」という重点戦略がとりまとめられました。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消において、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）<sup>※</sup>の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされています。

本市では、平成17年3月「流山市次世代育成支援行動計画（前期）」を策定し、「子どもがすくすく育ち みんなで子育てできるまち 流山」を基本理念に掲げるとともに、平成19年9月「流山市子育てにやさしいまちづくり条例」を制定し、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。

前期計画の最終年を迎えた今、より一層の子育て支援の充実が求められていることから、「流山市次世代育成支援行動計画（後期）」の策定にあたっては、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野の関係部署が横断的に取り組むとともに、市民をはじめ地域の支援団体・関係機関など、多くの方の協力が得られる策定体制とし、前期計画の施策等の中間評価を行い、新たな子育て支援に向けて平成22年度から始まる後期計画を策定しました。

---

※ 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当する。一般にはその年の各年齢の出生率を合計した「期間」合計特殊出生率が用いられる。

※ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：仕事と生活（育児・介護・地域活動等）を両立させながら、多様な生き方を実現していこうという考え方。

## 2 これまでの国の施策

国は、平成2年の「1.57ショック<sup>※</sup>」以来、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、平成6年に「エンゼルプラン」を策定、平成11年度を目標として保育サービスの充実が進められてきました。平成11年のエンゼルプラン見直しでは、保育サービスだけでなく、雇用、母子保健等の事業も加わった「新エンゼルプラン」が策定されました。

平成14年にまとめられた「少子化対策プラスワン」では、従来の取組が保育に関する施策を中心としたものであったのに対し、子育てをする家庭を地域全体として支え、社会全体が一体となって総合的に取組を進めることとされました。平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成17年から施行されています。平成15年には、「少子化社会対策基本法」が成立し、平成16年に、少子化社会対策基本法に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、「少子化社会対策大綱」が策定されました。同年、少子化社会対策会議において、「子ども・子育て応援プラン」が策定され、おおむね10年後を展望した「目指すべき社会」の姿を提示しています。さらに、予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年に、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定され、「社会全体の意識改革」と、「子どもと家族を大切に作る観点からの施策の拡充」という2点を重視し、40項目にわたる具体的な施策を掲げています。

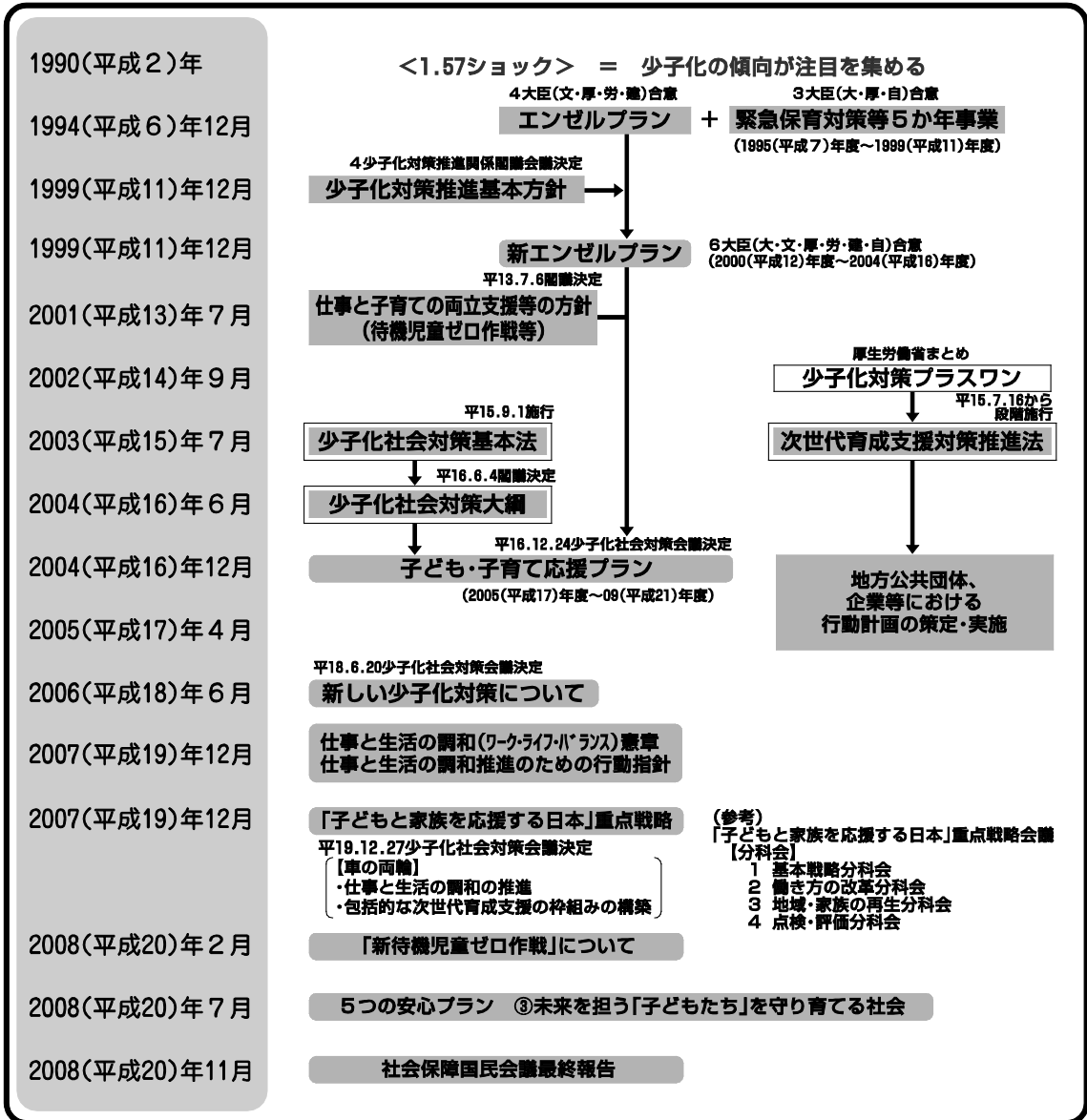
平成19年には、「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」において示された少子高齢化についての一層厳しい見通し等を踏まえ、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が設置されました。ここでとりまとめられた中間報告において最優先課題とされた、働き方の改革による仕事と生活の調和の実現については、「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定され、重点戦略に反映されています。

さらに、平成21年度には「子ども・子育てビジョン（仮称）検討ワーキングチーム」を設置し、「子ども手当」の導入や保育サービス等を含めた総合的な子育て政策の指標となる「子ども・子育てビジョン」を平成22年1月29日に閣議決定しました。

---

<sup>※</sup> 1.57ショック：1989（平成1）年の全国の合計特殊出生率が1.57となり、丙午（ひのえうま）で出生数が激減した1966年（昭和41）の合計特殊出生率1.58を下回ったことから、少子化問題が広く認知された出来事のこと。

少子化対策の経緯



資料：平成21年版少子化社会白書



2010(平成22)年1月 「子ども・子育てビジョン」(平22.1.29)

### 3 国の動向

#### (1) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定

共働き世帯が増加し、人々の生き方が多様化する中で、出産前に就労していた女性が出産を機に退職するという状況があります。

平成19年12月に決定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」は、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくための大きな方向性を提示したものです。

この憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」であるとしています。このような社会の実現のために、企業と働く者、国民、国・地方公共団体の取組について、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

#### (2) 子ども・若者育成支援推進法の公布

平成21年7月に公布され、平成22年4月に施行されることが決まった「子ども・若者育成支援推進法」は、その対象を乳幼児期から30歳代までに拡大して「子ども・若者」としています。

児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子ども・若者をめぐる環境の悪化や、ニート<sup>※</sup>やひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題の深刻化などに対応するためには、従来の個別分野における縦割りの対応では限界があることから、この法律によって、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進の枠組みを整備し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワークを整備することとしています。

#### (3) 次世代育成支援対策推進法の改正

地域や職場における子育て支援を充実させるため、次世代育成支援対策推進法が改正され、平成21年4月から施行されました。これにより、仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について、事業主が策定する「一般事業主行動計画」は、

---

<sup>※</sup> ニート：Not in Employment Education or Training の略で、「職に就いていず、学校機関に所属もしていず、そして就労に向けた具体的な動きをしていない」若者を指す。

301人以上の企業については、都道府県労働局への届出だけでなく、公表、従業員への周知についても義務づけられました。

また、平成23年4月1日からは、101人以上の企業についても、行動計画の策定・届出及び公表・従業員への周知が義務となります。

【仕事と家庭の両立支援に関する行動計画の策定・届出企業の範囲拡大】

企業規模	従来	平成23年4月1日以降
301人以上	義務	義務
300人以下101人以上	努力義務	義務
100人以下		努力義務

【行動計画の公表及び従業員への周知徹底】

企業規模	従来	平成21年4月1日以降	平成23年4月1日以降
301人以上	規定なし	義務	義務
300人以下101人以上		努力義務	義務
100人以下			努力義務

## 4 計画の位置づけ

### (1) 計画策定の義務

「次世代育成支援行動計画」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取組を促進することを目的とする10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」によって、地方公共団体に策定が義務づけられた計画となっています。

### (2) 具体的な定量的目標の設定と事後評価の必要性

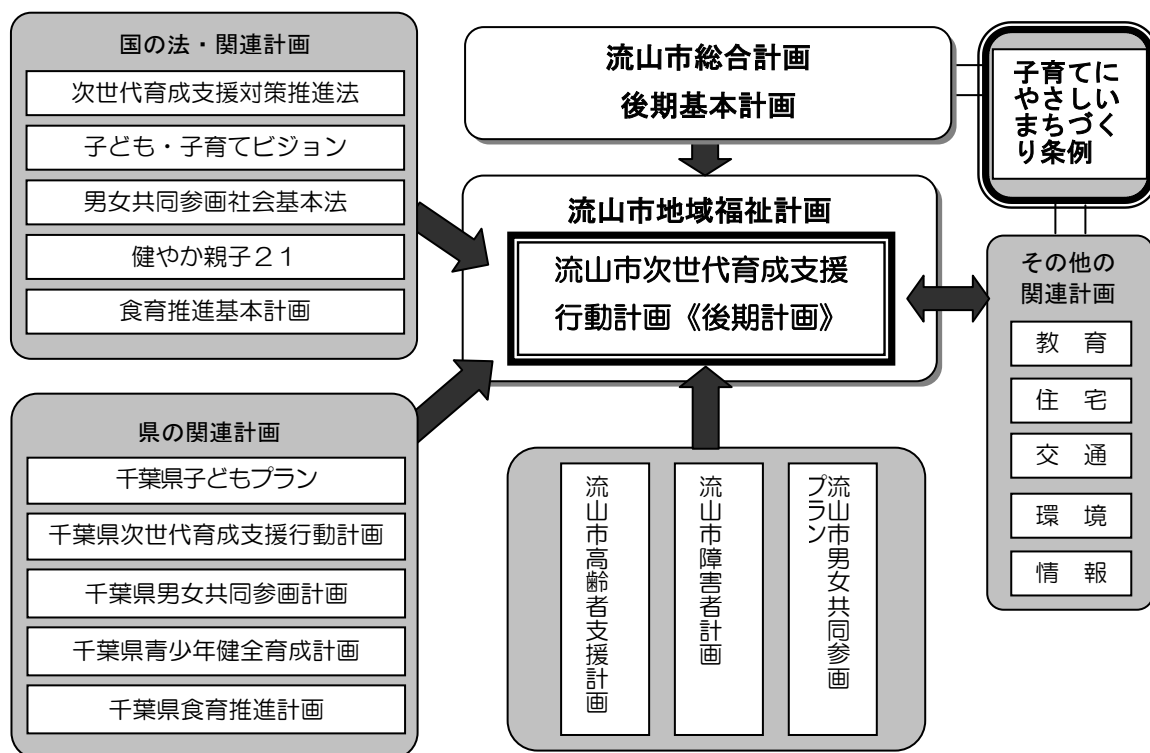
計画期間は5年を一期として、この間に達成すべき目標事業量、施策目標など具体的な定量的目標の設定が必要とされているとともに、その達成状況の検証などの事後評価とその結果の公表が求められています。

### (3) 後期行動計画の位置づけ

次世代育成支援計画は、次世代を育む若い世代の支援を含む広義の「子育ての社会化」を目指すものであり、あらゆる行政施策を子育ての面から見直し、統合した行動計画として位置づけられています。本市においては、平成17年3月に「流山市次世代育成支援行動計画」を策定し、その後の社会経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化等に迅速に対応していくために見直しを行い、「次世代育成支援行動計画（後期）」を策定しました。

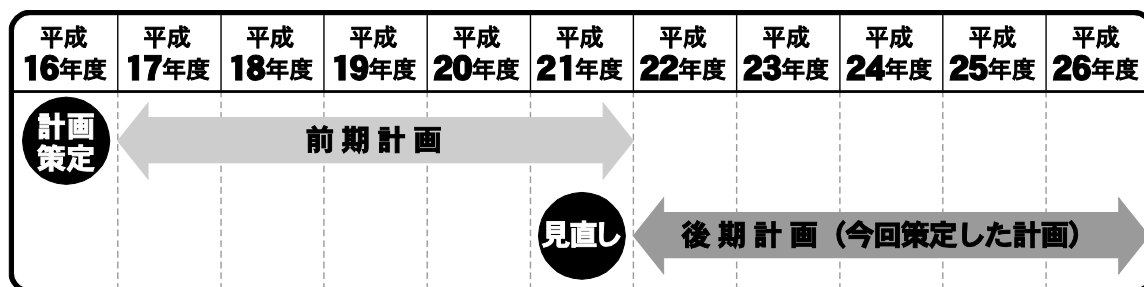
## 5 他計画との調和

後期行動計画は、流山市の全体的な計画である「流山市総合計画 後期基本計画」に基づく「流山市地域福祉計画」の部門別の個別計画として、「流山市次世代育成支援行動計画（前期）」を引き継ぐとともに、その他の法律の規定により、次世代育成支援に関する事項を定める関連計画等との調和が保たれたものとしてします。



## 6 計画の期間

行動計画は5年を一期として策定するものとされており、最初に策定した行動計画（前期計画）は、平成17年度から平成21年度までを計画期間としています。それを引き継ぐために策定する行動計画（後期計画）は、前期計画に係る必要な見直しを行った上で、平成22年度から平成26年度までを後期計画期間として、平成21年度に策定しました。







## 🏠 児童憲章(昭和26年5月5日制定) 🏠

われらは日本国憲法にしがたが、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。 児童は、人として尊ばれる。 児童は、社会の一員として重んぜられる。 児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果すように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分整った教育の施設を用意せられる。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育をうける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱いからまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体の不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。